

指定基準の検討について

農林水産省

目 次

- ・ 農林水産大臣が指定する市町村の検討について P 1
- ・ 法案の国会審議における農地転用の権限移譲に係る主な質疑 P 2
- ・ 指定市町村の指定基準の具体化について P 3
- ・ 市町村の指定の手続等について P 6

農林水産大臣が指定する市町村の検討について

第5次地方分権一括法により改正された農地法においては、農地転用許可権限について、市町村からの申出を受けて、「農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する施策の実施状況を考慮して農林水産大臣が指定する市町村」に、都道府県と同様の権限を与えることとされている(農地法第4条等)。

この指定の基準に係る規定については、国会審議において、農地転用許可等を基準に従って適正に運用すると認められること等の3点を基本とし、具体的な内容等は検討会を立ち上げて検討する旨政府側から答弁(第5次地方分権一括法は本年6月19日に可決・成立)。

本検討会においては、このことを踏まえ、具体的な指定基準の内容、指定の手続等、農林水産大臣による市町村の指定に関し必要な事項を検討することとする。

(なお、農業振興地域の整備に関する法律に基づく開発許可に係る指定市町村の指定についても、ほぼ同様の基準等となると考えられることから、併せて検討する。)

第5次地方分権一括法による農地法等の改正(農地法第4条等)	指定に関し、検討が必要な事項
○指定市町村(農地法第4条第1項) 農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する施策の実施状況を考慮して農林水産大臣が指定する市町村	[指定基準は、国会での審議を踏まえ、以下を基本として、その具体化を図る] ① 農地転用許可等を基準に従って適正に運用すると認められること ② 農地転用許可制度等に係る事務処理体制が整っていると認められること ③ 優良農地を確保する目標を定めること
○指定及び取消し(農地法第4条第7項) 指定市町村の指定及びその取消しに関し必要な事項は、政令で定める。	[指定及び取消しに係る手続] ① 指定の手続や都道府県等の関わり方 ② 指定の取消しの手続と考え方等

法案の国会審議における農地転用の権限移譲に係る主な質疑

《平成27年6月17日 参議院 地方・消費者問題に関する特別委員会》

【紙智子議員】

今回の改正で四ヘクタール以下が自治事務になるということです。要改善事案が増える可能性があると。自治事務というのであればやっぱり自治体に任せるべきで、地方自治に介入すべきではないと思うんですけれども、一方、こうした調査をせざるを得ないということであれば、地方自治体に移譲したことがそもそもよかつたのかということが問われることにもなると。ですから、大臣、これ自治事務にしてよかつたんでしょうか。

【石破大臣】

繰り返して申し上げますが、規制を緩和するものではございませんが、それを自治体に下ろしていくわけでございますから、転用許可を基準に従って適正に運用すると認められ、事務処理体制が整っており、何よりも優良農地を確保する目標を定めるという三つの要件を課すものでございます。そういうものを課した場合には、これを自治体が行っても、それは農地転用というものが、野方図にという言い方をしていいかどうか分かりませんが、そういうように基準というものを超えて行われるということは想像し難いものでございます。したがいまして、これを、今回のように権限を移譲するということは、それは適切なものであると私は考えております。

【紙智子議員】

地方の裁量で行う自治事務に介入するのであれば、これは国が関与する仕組みに戻すべきだと思うんですね。農地転用許可の権限というのは、これは都道府県に移譲されるだけではありませんね、今回、指定市町村にも移譲されるわけです。指定市町村というのはどういう市町村をいうのか、指定基準について教えていただければと思います。

【石破大臣】

繰り返しになりますて恐縮でございます。指定市町村につきましては、農地を守る意欲と執行体制を備えた市町村について農林水産大臣が指定することになっております。意欲と執行体制とは何かと申し上げれば、先ほどの御質問にお答えをしたとおりでございます。

【紙智子議員】

適正な運用だと農地を守るという点で意欲を持ってということは当たり前のことだと思うんですけれども、新たな制度をつくるのに、これ政令で決めると、政令で決めることになっているわけですね。有識者会議に一任するということになっているんですけども、これから新しいのをつくるのに、そういう形で一任するということではちょっと納得できないなと思うんです。これ、指定基準についてはどうなっているのか示してください。

【石破大臣】

基準につきましては、これから先、技術的な詳細の要件等につきまして、学識経験者、地方公共団体関係メンバーもメンバーに加えました検討会を農林水産省が立ち上げ、検討を行い、秋頃には結論を得るというふうに承知をいたしております。

指定市町村の指定基準の具体化について

指定基準の検討に当たっては、以下の視点から検討を進めてはどうか。

指定基準の基本となる考え方	検討のポイント
① 農地転用許可等を許可基準に従って適正に運用すると認められること	<ul style="list-style-type: none">○ 事務処理特例制度(※)により農地転用許可等を行っている市町村については、過去に許可(相当と)した案件について、法令による基準に違反した判断を行っていないこと等が考えられるが、例えば、以下のような事務の実施状況を踏まえて判断することとしてはどうか。<ul style="list-style-type: none">・ 地方自治法に基づく事務処理特例制度(農業委員会への再委任を含む。)による農地転用許可及び違反転用の是正措置の運用状況・ 農地転用許可が不要となっている道路・公園等の公共転用の状況・ 農地転用を目的とする農用地区域からの除外の運用状況○ 事務処理特例制度を活用せず、農地転用許可等を行っていない市町村については、例えば、以下のような事務の実施状況を踏まえて判断することとしてはどうか。<ul style="list-style-type: none">・ 農地転用許可が不要となっている道路・公園等の公共転用の状況・ 農地転用を目的とする農用地区域からの除外の運用状況等○ 法令による基準の適用判断について、国と市町村との間で見解が相違した場合には、どのように取り扱うべきか。

※「事務処理特例制度」とは、地方自治法に基づき、都道府県の条例により都道府県から市町村に権限を移譲することを可能とする制度(平成11年地方分権一括法により制度化)。権限移譲を受けた市町村においては、(一部の市町村、権限を除き)地方自治法第180条の2の規定に基づき農業委員会への事務の再委任が行われている。

指定基準の基本となる考え方	検討のポイント
<p>② 農地転用許可制度等に係る事務処理体制が整っていると認められること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事務処理特例制度により農地転用許可等を行っている市町村については、農地転用に係る事務処理について一定の経験年数を有する職員を配置していること等を基本とすることが考えられるが、配置される担当者の農地転用許可等の経験年数は何年程度とすべきか。 ○ 事務処理特例制度を活用せず、農地転用許可等を行っていない市町村については、どのように判断するのか。例えば、農業振興地域制度関係事務や農業委員会事務局担当としての経験を考慮して判断することとしてはどうか。 ○ 経験が浅い担当者については、農林水産省が実施する研修等の受講の状況やその担当者をサポートする体制を考慮することも必要ではないか。 ○ 農業委員会へ事務委任する場合は、農業委員会も含めた体制を見るべきではないか。 ○ 農地転用事案が少ない市町村については、求める体制の整備水準について配慮することが必要ではないか。

指定基準の基本となる考え方	検討のポイント
<p>③ 優良農地を確保する目標を定めること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 優良農地を確保する目標の具体的な内容は、どのようにすべきか。 <ul style="list-style-type: none"> ① 国が策定する「確保すべき農用地等の面積の目標等の基本的な方向」及び「都道府県の面積目標の設定基準」等に沿って、 <ul style="list-style-type: none"> ア 最近のすう勢(農用地区域からの農地の除外及び荒廃農地の発生)を踏まえ、 イ 施策の効果(農用地区域への編入や荒廃農地の発生抑制・再生等)等を勘案して、 一定の水準以上の当該市町村における確保すべき農用地等の面積の目標が定められていることを基本とすべきではないか。 ② 市町村の独自の事情はどこまで考慮すべきか。 <p>例:都市計画マスタープラン等の市町村の土地利用計画に基づく開発予定</p> ○ 面積目標の算定については、現状からの増減が基本になると考えるが、真に確保すべき農地を積み上げて目標を設定する市町村をどのように取り扱うか。

市町村の指定の手続等について

検討項目	検討のポイント
1. 指定の手続 <ul style="list-style-type: none">・ 都道府県知事の関わり方・ 農業委員会の関わり方	<ul style="list-style-type: none">・ 指定基準に該当するか否かの判断に当たっては、市町村の運用状況を把握する観点から都道府県の意見聴取が必要ではないか。・ 農業委員会は個別の許可申請に対して意見を付すこととなっており、市町村の指定に当たっての意見聴取手続は不要ではないか。
2. 運用状況の把握 <ul style="list-style-type: none">・ 指定市町村からの定期的な報告・ 国による実態調査の実施	<ul style="list-style-type: none">・ 農地転用許可の状況や優良農地を確保する目標の達成状況を、毎年、国に報告してもらうこととしてはどうか。・ 指定市町村における個別の許可事務の運用状況は、国が毎年行っている実態調査において重点的に把握することとしてはどうか。
3. 指定の取消し <ul style="list-style-type: none">・ 指定取消しの判断基準・ 指定取消しの具体的な手續	<ul style="list-style-type: none">・ 指定基準に照らし合わせて指定の事由の有無を判断することとするが、2. による指定後の運用状況を踏まえて、どのような判断及び手続により指定の取消しを行うことが適当か。